

(第一類 第九号)

第十二回国会 農林委員會 會議錄 第八号

(二二二)

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)
午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事野原 正勝君
理事河野 謙三君 理事小林 運美君
理事井上 良二君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林事務官 東畑 四郎君
農林事務官 青柳 確郎君
農林事務官 森永局長
委員外の出席者 専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

十一月十二日

南米価格安定法案(内閣提出第三一
号)

同日

食糧事務所職員の行政整理反対に關
する請願外一件(大石ヨシエ君紹介)
(第九四〇号)

及位村地内国有林野開放に關する請
願(國司安正君紹介)(第九四一號)

長沢村地内開拓地掘下げに關する請
願(宮田四郎君紹介)(第九四二號)

鹿兒島県の供米自主供出に關する請
願(石原登君紹介)(第九四三號)

農業資金融資に關する請願(石原登
君紹介)(第九四四號)

土地改良事業補助單位面積引下げに
關する請願(石原登君紹介)(第九四
五號)

米麦統制撤廃反対の請願(戸叶里子
君紹介)(第九四六號)

同外五件(足鹿覺君紹介)(第九四七
號)

同外百四十七件(坂本泰良君紹介)
(第九四八號)

同(羽田野次郎君紹介)(第一〇〇〇
號)

農林統計機構確立に關する請願(内
藤友明君外一名紹介)(第九四九號)

同(佐伯宗義君外一名紹介)(第九五
〇號)

同(木下榮君紹介)(第九五一號)

同(森下孝君紹介)(第九五二號)

同(早川崇君紹介)(第九五三號)

同(中村又一君紹介)(第九五四號)

同(奥村又十郎君外三名紹介)(第九
五五號)

同(佐々木更三君外二名紹介)(第一
〇〇六號)

同外一件(田中重彌君紹介)(第一〇
〇七號)

同(羽田野次郎君紹介)(第一〇〇八
號)

同(三池信君紹介)(第一〇〇九號)

同(床次徳三君紹介)(第一〇一〇
號)

被服師免許制度廃止反対の請願(鈴
木正文君紹介)(第九九七號)

三谷村地内の国有林掘下げに關する

請願(橋本龍伍君紹介)(第一〇〇一
號)

吳妹村地内の国有林掘下げに關する
請願(橋本龍伍君紹介)(第一〇〇二
號)

積雪寒冷地耕作地帯振興臨時措置法に
よる動力耕うん機導入助成に關する
請願(志田義信君紹介)(第一〇〇三
號)

浮羽郡下に林道開設の請願(高橋權
六君紹介)(第一〇〇四號)

農林行政機構確立に關する請願(川
島金次君紹介)(第一〇〇五號)

同月十二日

農林統計機構確立に關する請願外一
件(佐伯宗義君外一名紹介)(第一〇
四六號)

同外二件(内藤友明君外一名紹介)
(第一〇四七號)

同(遠藤三郎君紹介)(第一〇四八
號)

同(松浦東介君紹介)(第一〇四九
號)

同(加藤鐵造君紹介)(第一一二九
號)

同(中馬辰精君外二名紹介)(第一一
三〇號)

同(三木武夫君紹介)(第一一二一
號)

同(高橋權六君紹介)(第一一二二
號)

農業資金融資に關する請願(上林山
榮吉君外九名紹介)(第一〇五六號)

勞務加配米廃止反対に關する請願

(野村專太郎君紹介)(第一〇六一
號)

同(千葉三郎君紹介)(第一〇九〇
號)

米麦統制撤廃反対の請願外一件(足
鹿覺君紹介)(第一〇七五號)

輸出用草花及び球根の栽培助成に關
する請願(長野長廣君紹介)(第一〇
七六號)

食糧事務所職員の行政整理反対に關
する請願(長野長廣君紹介)(第一〇
七七號)

大篠村地内明見川及び舟入川の排水
工事施行等の請願(長野長廣君紹介)
(第一〇七八號)

林業行政機構改革に關する請願(岩
川與助君紹介)(第一一二七號)

熊本農地事務局存置の請願(岡西明
貞君紹介)(第一一二八號)

同(審査を本委員会に付託された。

農地法改正に關する陳情書外一件
(愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈高
田徳治外一名)(第六七二號)

林野行政拡充に關する陳情書(東京
都千代田区永田町二丁目一番地菊地
昌治外六名)(第六七三號)

林野行政機構改革に關する陳情書
(近畿林業懇話会世話人代表清水潔)
(第六七四號)

団体営小規模土地改良事業国庫補助
復活に關する陳情書外一件(和歌山
県日高郡町村長会長島崎貞三外二
名)(第六七五號)

農地林道開設費補助増額に關する陳

情書(東京都議會議長菊池民一)(第
六七六號)

農林漁業資金融通法に基く貸付資金
のわく拡大等に關する陳情書(東京
都議會議長菊池民一)(第六七七號)

競馬、競輪民営反対に關する陳情書
外二件(東京都議會議長菊池民一外
二十四名)(第六七八號)

農業委員会に對する国庫補助増額に
關する陳情書(東京都議會議長菊池
民一)(第六七九號)

土地改良事業の推進に關する陳情書
(東京都議會議長菊池民一)(第六八
〇號)

土地改良事業促進に關する陳情書
(北海道及東北六農耕地協会連合会
長石川準吉)(第六八一號)

同(三重県土地改良員協議會連盟理
事長二井四郎外三名)(第六八二號)

同外三十四件(和歌山農林委員會
協議會長西田正次外三百三十二名)
(第六八三號)

土地改良事業国庫補助増額に關する
陳情書外一件(静岡県議會議長本杉
亮平外一名)(第六八四號)

農地改良擴張予算増額等に關する陳
情書外八件(高知県高岡郡耕地事業
推進協議會會長吉本久太郎外六十七
名)(第六八五號)

開拓政策確立に關する陳情書(東京
都千代田区大手町一丁目五番地全日
本開拓者連盟委員長村山藤四郎)(第
六八六號)

うんが發生被害防除費国庫補助に關

する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)
(第六八七号)

地方行政委員会起案競犬法案の国会
通過促進に関する陳情書外一件(大
阪市北区中之島三丁目三番地朝日ビ
ル内全日本ドッグレースユニオン会
長杉本貞一外三名)(第六八八号)

徳田村西山貯水池設定に関する陳情
書(愛媛県周桑郡徳田村長山本令道
外五名)(第六八九号)

主食統制撤廃反対に関する陳情書外
四件(香川県三豊郡吉津村農業協同
組合長川口朋良外四名)(第六九〇
号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

連合審査会開会要求に関する件

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案(内閣提出第二三三号)
繭糸価格安定法案(内閣提出第三一
号)

○野原委員代理 たいだいまより農林
委員会を開会いたします。

委員長が見えませんでしたので、私が委員
長の仕事を代行いたします。

昨十二日本委員会に付託に相なりま
した内閣提出、繭糸価格安定法案を議
題といたします。審査に入ります。ま
ず本案の趣旨につきまして、政府の説
明を求めます。島村政務次官。

繭糸価格安定法案

繭糸価格安定法

(目的)

第一条 この法律は、生糸の輸出の増
進及び蚕糸業の経営の安定を図る
ために、繭及び生糸の価格の異常な

変動を防止することを目的とする。

(生糸の売渡及び買入)

第二条 政府は、前条の目的を達成
するため、申込に依りて、最高価
格でその保有する生糸を売り渡
し、又は予算の範囲内において最
低価格で生糸を買入る。

(最高価格及び最低価格)

第三条 標準生糸(政令で定める種
類、織度及び品位の生糸をいう。
以下同じ)についての前条の最高
価格及び最低価格は、政令で定め
るところにより、生糸の価格、繭

の生産費、生糸の製造及び販売に
要する費用、主要繊維の価格並び
に物価その他の経済事情を参し、や
くして農林大臣が定める。

2 標準生糸以外の生糸についての
前条の最高価格及び最低価格は、
標準生糸の最高価格又は最低価格
にそれぞれ政令で定めるところに
より算出される額を加減して得た
額とする。

第四条 標準生糸の最高価格及び最
低価格は、毎年三月(物価その他
の経済事情にかんがみ特に必要が
あるときは、四月又は五月)に定
め、その年の六月一日から翌年の
五月三十一日まで適用するものと
する。

第五条 標準生糸の最高価格及び最
低価格は、物価その他の経済事情
に著しい変動が生じ、又は生ずる
おそれがある場合において特に必
要があるときは、改定することが
できる。

第六条 農林大臣は、第四条又は前
条の規定により標準生糸の最高価

格及び最低価格を定め、又はこれ
を改定したときは、遅滞なく、こ
れを告示しなければならない。

(買入される生糸の種類等)

第七条 第二条の規定により政府が
買入される生糸は、蚕糸業法(昭
和二十年法律第五十七号)第十六
条第一項の規定に基く検査の結
果、省令で定める種類、織度及び
品位の生糸と決定されたものに限
る。

(買入又は売渡の申込に依らない
場合)

第八条 政府は、左の各号の一に該
当するときは、第二条の規定によ
る買入又は売渡の申込に依しない
ことができる。

一 買入又は売渡の申込が省令で
定める荷口を単位としていない
とき。

二 売渡の申込のあつた生糸が前
条の検査を受けた日から六箇月
以上を経過したものであると
き。

三 買入の申込が買占その他によ
る不当の利得を目的として行わ
れたと認めるとき。

(輸出確保のための条件付売渡)

第九条 政府は、生糸の輸出を確保
するため特に必要があるときは、
第二条の規定により生糸を売り渡
すに当りて、その生糸を輸出すべ
きことその他必要な条件を附す
ことができる。

(繭維持のための特別措置)

第十条 政府は、第二条の規定によ
る生糸の買入によつてもなお繭の
価格の異常な低落を防止すること

ができないと認めるときは、繭の
価格の異常な低落を防止するため
必要な措置を行うものとする。

(政府保有生糸の貯蔵等)

第十一条 政府は、その保有する生
糸を貯蔵し、加工し、整理のため
に売り渡し、又は新規の用途若し
くは販路に向けるために売り渡す
ことができる。

2 前項の場合における売渡の価格
は、時価に準拠して農林大臣が定
める。

(生糸取引の届出)

第十二条 横浜市、神戸市又は大阪
市の区域内に営業所を設け、生糸
の売買取引の仲立又は取次を業と
して営んでいる者(以下「生糸問
屋」という)は、製糸業法(昭和七
年法律第二十九号)第二条の規定
により免許を受けた者(以下「製糸
業者」という)からの委託により
これらの区域内の場所を受渡地と
して生糸を売り渡し、若しくは売
渡の仲立をしたとき、又はこれら
の区域内に営業所を有しない製糸
業者からこれらの区域内の場所を
受渡地として生糸を買入入れたと
き(他の生糸問屋の仲立又は取次
によつて買入入れた場合を除く)、
は、左に掲げる事項を農林大臣に
届け出なければならない。

一 売買取引の種類
二 売買取引をした生糸が蚕糸業
法第十六条の規定に基く検査を
受けたことを証する検定証の番
号及び発行の年月日
三 売買取引をした生糸の種類、
織度、品位、俵数、斤量及び製

造工場の名称
四 売買単価及び売買価額
五 売買契約成立の年月日
六 生糸受渡の年月日
七 届出者の氏名又は商号
八 売買取引の相手方の氏名又は
商号
九 仲立又は取次による売買取引
にあつては、委託者の氏名又は
商号

2 前項に規定する区域内に営業所
を有する製糸業者がこれらの区域
内の場所を受渡地として生糸を売
り渡したとき(生糸問屋の仲立又
は取次によつて売り渡した場合を
除く)は、前項各号に掲げる事項
を農林大臣に届け出なければなら
ない。

3 前二項の規定は、その買入又は
売渡が商品取引所法(昭和二十五
年法律第二百三十九号)により設
立された商品取引所における売買
取引となされた場合には、適
用しない。

4 第一項又は第二項の届出は、左
に掲げる日の翌日(翌日が祝日又
は日曜日に当たるときは、翌翌日)
の正午までにしなければならない。
一 現物売買にあつては、売買契
約成立の日
二 値定め先約定にあつては、生
糸受渡の日
三 成行先約定その他前各号に掲
げる以外の売買取引にあつて
は、売買価額決定の日
(繭及び生糸に関する調査)
第十三条 農林大臣は、繭及び生糸

(審議会の組織及び運営等)
第十五条 審議会は、農林大臣及び委員二十人以内をもつて組織す

業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつ

養蚕業は現金収入、家族労働の効率的な消化等の点から、農家経済の改善

経済的に脆弱であるために、みずかの力で蘭及び生糸の価格の変動に対

旨もあります。しかして、決定にあたりましては、生糸の価格、繭の生産費、

生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参酌いたすことによりておきますが、蚕糸業の経営安定と生糸輸出の増進との両面をあわせ考え、適切な価格を定めるようにいたしたいと考えております。また政府が買入れる生糸で、標準生糸以外のものの最高価格及び最低価格は、それ／＼標準生糸の最高価格または最低価格に格差を加減したものとしております。なお一旦きめられた標準生糸の最高価格及び最低価格は、経済事情に著しい変動があつた場合等には改定することができるとしてあります。

第三は、輸出確保のための生糸の売渡しであります。政府はその保有する生糸を売り渡す場合には、輸出向のものに優先して売り渡すことができることとしておりますが、これはわが国の蚕糸業の将来が、生糸輸出の消長と密接な関係があることを考え、必要な措置であると考え次第であります。

第四は、繭価維持のための特別措置であります。本法におきましては、政府が最低価格で生糸を買い入れることにより、生糸の価格の異常な低落を防止し、あわせて繭の価格の異常な低落を抑えることにいたしてあります。これは前に申し上げた通りであり、現在の繭の需給事情のもとにおきましては、これで十分の効果があるものと考えておりますが、本法が恒久法であります関係上、将来におきまして、生糸の買入れだけでは、繭価の維持をはかることが困難な事態が生じた場合には、適切な措置を講じまして、その異常な低落を防止して参りたいと存じております。

第五は、繭糸価格安定審議会であり、これは標準生糸の最高価格及び最低価格の決定並びに改訂等繭糸価格安定上重要な事項を審議し、また繭糸価格安定上重要な事項を関係行政に建議するために農林省に設けられるものであります。これは農林大臣の諮問機関となつておりますが、その御意見はもちろん十分尊重して参りたいと存じております。従つて委員の構成につきましても、公正な意見を伺い得るよう広く各界の権威者をもつて構成して参りたいと考えております。

第六は、付随的措置であります。この制度を運用して参りますための付随的措置として、政府保有生糸の貯蔵、整理売却及び新規用途または新規販路向売却とか、また生糸取引の届出制、生糸及び繭に関する諸調査を実施いたすこととしてあります。

第七は、特別会計の設置であります。これは本制度に伴う歳入、歳出の経理は一般会計と区分して特別会計によることとしてあります。別途糸価安定特別会計法案を提出いたし御審議願うことになっております。

第八は、この法律施行の時期であります。この法律は公布より十五日後に施行されますが、生糸の買入れ、売渡しの条項は六十日以内に施行することとしてあります。これは標準生糸の最高価格及び最低価格をきめてからでないといふ動き得ないからであります。できるだけすみやかに準備を整え、審議会に諮問いたしまして、価格その他の重要事項を決定いたし、法律の効果を発動できるようにいたしたいと存じております。

以上が本法律案の大要であります

が、どうぞ御審議の上すみやかに御協賛をお願いいたしたいと存じます。

○野原委員長代理 繭糸価格安定法案につきましても、この審議は次会からやることにいたします。

○野原委員長代理 次に、これから農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引続き審査を行います。

○足鹿委員 委員長に議事進行についてお願いいたします。一昨々日のこの審査の際に千賀委員長にもお願いをいたし御了解を得ておいたのでありますが、この法案につきましても異論はなく賛成いたしたいと思つております。しかしながら問題はかような部分的な問題をもつては農協の現状に對する基本的な対策とはいへないものであります。問題は米麦の統制撤廃問題と密接な関連におきまして、農協はその経営の面におきましても非常に重大な危機に直面をいたしているのであります。従つてこれらの問題に關連をいたして、農林大臣の農協協同組合に對する基本的な御所見をこの機会に承りたい。さういふ意味から委員長の御了解を得ましたところ、本日は出席の方の善処する旨がありましたけれども、大臣がお見えになつておりません。従つて委員長におかれまして、次会に大臣に御出席を願う機会をお与え願ひます。ならば、別にこの法案の審議についてとやかく申し上げるのではありませんが、そのことを御確約いただきますならばと存じておりますので、その点ひとつおとりはかりをお願いしたいと思います。

○野原委員長代理 お答えをいたします。

○野原委員長代理 次に、農林漁業組合再建整備の問題に關連いたしまして、今日の協同組合に對する基本的な問題等に關しまして、特別に大臣の意見を聞きたいということでありまして、その点に對しましては、本日は知事会議等の関係で大臣の出席がないことは遺憾であります。足鹿君の要望されます点に關しましては、大臣に必ず出席を願つて十分御納得の行けるまで御答弁を願うことにはからいたいと思ひます。

この農林漁業組合再建整備の問題が今議題になつておりますので、これに關しましては特別御異存ではないといふことでありますので、私から特にきまますなら御了解を得たいと思ひますが、大臣に對する基本的な問題等は、大臣の出席の上に十分意見を尽して御納得の行けるだけ御質問を願うことにいたしまして、この再建整備の問題に關しましてはいかががでしようか。この際政務次官もおられますし、また東畑局長も見えておりますので、もし政務次官や農政局長に御質問がございますれば、この機会に御質問願うということにいたしたいと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○古川委員 ただいま委員長の御発言に對して足鹿委員にそれでは質疑を保留してというやうな何か声が聞えましたが、これは保留をしてこれを通すといふことはちよつとあり得ないことと思ひます。そこで今足鹿君のこの提案はそれを条件として本日はこれを通過するといふことならさしつかえないと思ひますが、委員長はそれを確約されますか……。

○野原委員長代理 私から見解を申し上げます。私は条件というふうにかた

く考えていないのです。足鹿君の質問の、大臣の出席を求めて農政上の基本問題と、協同組合に對する根本的な意見を十分聞きたいということに關しましては、必ずこれは大臣の出席を求めて、十分意見を尽される機会をきわめて近いうちに持たたいと確約を申し上げたいと思ひます。この協同組合の今議題になつております問題に關しましては、大体これは共産党までが賛成しておられる、そこでもう質疑等も十分尽されたと思ひますので、質疑を省略いたしまして、これから討論に入りたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○野原委員長代理 御異議なしと認めます。討論の通告があります。竹村君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表して本法案に若干の意見を付して賛成するものであります。

先ほど来いろいろ問題になつておりますが、協同組合に對しますところの政府の対策は、先般私がこの問題について島村政務次官にお伺いをいたしましたところ、根本的な対策は政府にない。ただ国民の税金を一切協同組合の再建をはかるために、利子補給の道を講じたにすぎない。こういうやうな結果が現われておるわけでありまして、由來現在の協同組合にこういうやうな形の再建整備だけを行うことについては、決して民主的な正しい協同組合の発展はあり得ないと私たちは考えておるのであります。協同組合の発展は、その根柢をなすところのいわゆる日本の農業政策、少くとも農民の経済的な安定と向上の政策が立てられなければ、ただ一片の利子補給だけにおいて

は農業協同組合の発展はあり得ない。遺憾ながら政府は、従来この政策を立てていなかった結果がこういうような法案を出さなければならぬはめに落ち込んだものであります。従つてこの法案には一応われ／＼は賛成しますが、しかし政府が日本の農業に対するところの根本的な施策を樹立して、少くとも農民生活が安定し向上しますならば、協同組合に対してこういうような利子補給をしなくても、自然に民主的な農民の力で協同組合を育て上げ得るような経済的な基礎を農民に与えるところの根本的な施策を、早急に樹立することを特に要望しまして本案に賛成するものであります。

○野原委員長代理 これをもつて討論は終局いたしました。

これより農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○野原委員長代理 起立総員。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。衆議院規則第八十六条により、本案に関する報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 御異議なしと認め、さよう決しました。

○野原委員長代理 次にお諮りいたします。国際連合食糧農業機関憲章を受諾することにつきまして外務委員会との連合審査を開きたいと思ひのでありますが、その措置等に関しましては、

委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

○小林(運)委員 先般定員法の問題につきまして本農林委員会と内閣委員会その他の委員会と合同審査をやつたのですが、その際合同審査の主任の委員長である内閣委員長は、われ／＼他の委員会の委員の発言を非常に制限したのであります。こういうような問題は合同審査を要求するからには、各委員会とも相当意見は持つてゐる。それを発言の機会を非常に制限されることは、われ／＼非常に遺憾とします。従いま

してこの問題も合同審査を要求して向うと話し合いの上でやる以上は、委員長はこの主任の委員長と十分検討していただいて、発言時間を十分に確保するように御協力を願ひたい。前例もありますので、これはしつかりひとつ委員長から交渉願ひたいということを、希望しておきます。

○野原委員長代理 小林君の発言はまことにごもつともでございますので、その点に関しましては十分に善処いたします。

○野原委員長代理 次に小委員の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴ひまして目下肥料及び飼料に関する小委員、蚕糸に関する小委員がそれぞれ一名欠員になつておりますが、この際その補欠を委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 御異議なしと認め、肥料及び飼料に関する小委員に井上良二君、蚕糸に関する小委員に小林運美君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十四分散会

〔参 照〕
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月十七日印刷

昭和二十六年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所